

平成 25 年 9 月 12 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

9月12日（2日目）

- 日程第1 報 告 第 2 号 平成24年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 認定議案第1号 平成24年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第3 認定議案第2号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第4 認定議案第3号 平成24年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第4号 平成24年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第5号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第6号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第7号 平成24年度南知多町水道事業会計利益の処分及び決算認定
- 日程第9 議 案 第 45号 新たに土地が生じたことの確認について（大字片名）
- 日程第10 議 案 第 46号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について（大字片名）
- 日程第11 議 案 第 47号 新たに土地が生じたことの確認について（大字豊浜）
- 日程第12 議 案 第 48号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について（大字豊浜）
- 日程第13 議 案 第 49号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第14 議 案 第 50号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議 案 第 51号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議 案 第 52号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議 案 第 53号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議 案 第 54号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 請 願 第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度

の堅持及び拡充を求める請願

日程第20 請願第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願

日程第21 請願第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

日程第22 請願第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員 (11名)

1番 石黒正重

2番 福田千恵子

3番 高原典之

4番 清水英勝

5番 藤井満久

6番 山下節子

7番 吉原一治

9番 松本保

10番 鈴川和彦

11番 榎本芳三

12番 榎戸陵友

欠席議員 (1名)

8番 鳥居恵子

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長 石黒和彦

副町長 鳥居敏正

総務部長 渡辺三郎

総務課長 大岩良三

検査財政課長 鈴木正則

防災安全課長 石黒廣輝

税務課長 鈴木喜雅

企画部長 齋藤恵吾

企画課長 林昭利

地域振興課長 鈴木良一

建設経済部長 平山康雄

建設課長 吉村仁志

福祉課長 河合高

環境課長 田中章介

保健介護課長 石堂登久則

教育長 大森宏隆

学校教育課長 内田静治

社会教育課長 石川芳直

学 校 給 食  
セ ン タ ー 所 長 齋 藤 徳 光 会 計 管 理 者 山 下 栄  
出 納 室 長 柴 田 幸 員

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 竹 味 英 季 主 査 保 母 公 次

[ 開議 9時30分 ]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

---

日程第1 報告第2号 平成24年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、報告第2号 平成24年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、報告第2号 平成24年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告をさせていただきます。

表をごらんください。健全化判断比率の4つの指標は、南知多町の標準財政規模に対する比率がパーセントで表示をされています。健全化判断比率における実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計とも黒字決算となっておりますので、横棒のバーで表示をしております。次の実質公債費比率は5.8%、将来負担比率は19.6%になりました。4つの指標とも早期健全化基準数値を超えていません。

また、次の表にあります公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、事業規模に対する資金不足をパーセントで表示したものであります。漁業集落排水事業特別会計

及び水道事業会計とも資金不足はありませんでしたので、横棒のバーで表示をしています。こちらにつきましても経営健全化基準数値を超えていません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって報告を終わります。

---

日程第2 認定議案第1号 平成24年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、認定議案第1号 平成24年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第1号 平成24年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

日本一住みやすいまちづくりのため、防災対策を初め子育て支援事業などを重点に、住民福祉の維持・向上を目指した事業を実施するとともに、産業の振興や地域の活性化を推進する事業にも積極的に取り組みました。

その結果、平成24年度の歳入決算額は70億2,548万1,000円で、前年度の決算額に比較し6億861万9,000円、8.0%の減額に、また歳出決算額は66億5,882万2,000円で、前年度の決算額に比較し5億3,087万9,000円、7.4%の減額となり、翌年度に繰り越しすべき財源1億4,174万4,000円を差し引きました実質収支額は2億2,491万5,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

山下君。

○6番(山下節子君)

一般会計歳入について、決算書28ページ、保育所児童運営費徴収金829万5,500円の減はどのような要因か。

保育料及び手数料、保育所私的契約児使用料、昨年度に比べて79万1,000円ふえています。その要因は。

また、第2子無料化の影響は。同時入所の場合の第2子無料化の影響額はどのようになっていますか。

決算書35ページ、児童手当支給費1億5,758万7,379円、子ども手当支給費となっていますが、増減人数と世帯数について。同時に、14款の県支出金についても説明をお願いします。

歳出になります。3款の民生費、実績報告書56ページ、生活保護にかかわることですけれども、世帯数、人数とも増加の傾向にあります。この要因と、また区分はどのようになっていますか。

決算書103ページ、民生費、老人福祉費、老人福祉一般管理費が減っています。その要因について。

決算書105ページ、日常生活支援事業委託料、紙おむつなど、減っている要因について。

決算書115ページ、臨時職員賃金、この中に加配の保育士は何名いるか。職員保育士と加配保育士、臨時職員の勤務内容の違いは何か。

実績報告書60ページ、老人クラブ、クラブ減、会員数358名減っています。その要因について。

実績報告書77ページ、食育講座、保育園の食育講座が行われていますけど、その内容はどんなような内容か。

実績報告書、子育て支援センター事業、保護者・児童相談数が減っています。その要因について。

4款の衛生費の部門になります。

実績報告書89ページ、がんなどの検診事業費、子宮頸がん予防接種による副作用患者の発症の有無は。

89ページ、がんなどの検診事業費、要精検者の精密検査の結果の状況は。がんの進行度はどの程度把握していますか。

実績報告書、10款教育費、153ページ、いじめの認知数、不登校数は24年度で何件か。

実績報告書154ページ、保険給付の状況、中学校14名ふえています。骨折や捻挫、挫傷、靭帯損傷・断裂、打撲、その他14件、校内事故はこのうち何件ですか。

柔道など武道が授業に取り入れられた。その結果、専門教師が少なく、大きな事故も多く発生すると言われていています。対応はどのようにしていますか。

実績報告書190ページ、保健体育費、学校給食モニタリング事業による検査は何回行われましたか。再検査はありましたか。

実績報告書195ページ、中学校1年生朝食指導、朝食の指導をされたが、毎朝食事をとっているかを把握していますか。また、食事アレルギーによって校内事故はこれまでにありましたか。

以上です。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、河合君。

○福祉課長（河合 高君）

それでは、まず厚生部の福祉課関係につきましてお答えをさせていただきます。

保育所児童運営費徴収金の減829万5,500円はということでございます。

決算説明書の28、29ページの11款分担金、1項負担金、1目民生費負担金の保育所児童運営費徴収金でございます。これにつきましては、平成24年度はゼロ歳児の申し込みがなかったこと、それから階層の低い人の入所率が高かったこと、同時入所により保育料が無料になったことであります。

次に、保育所私的契約児使用料の増79万1,000円でございます。同じく決算書の28、29ページ、12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料の私的契約児使用料の増79万1,000円でございます。これにつきましては、年間通してではなく、月々で変わってまいります。24年度の場合は年間平均8.7人で、3歳児の私的契約児が多かったため増となったことが要因と言えます。

次に、保育所同時入所無料化の影響額はであります。影響額につきましては、67人で、月額が78万3,750円になり、年間では940万5,000円であります。

次に、児童手当支給費1億5,758万7,379円の全額増額と子ども手当支給費2億626万

7,695円の減であります。決算説明書の34、35ページであります。

民生費の国庫負担金の児童手当支給費及び子ども手当支給費の増減及び、38ページ、39ページの1目の民生費県負担金でございますが、国・県ではございますが、一括してお答えさせていただきます。

児童手当支給費及び子ども手当支給費の増減につきましては、国の制度改革の影響であります。平成23年度までは子ども手当、平成24年度からは新たな児童手当制度となった改正があったためであります。国庫負担金、県費負担金それぞれ児童手当支給額が全額増額、子ども手当支給費が減額となったものであります。制度改革ということでございまして、増減人数と世帯数につきましては、各年度のその時点の年齢人数であることと、新児童手当は所得制限が加わりましたので、比較算出はできませんのでお願いします。

なお、実績報告書の75ページには子ども手当支給状況、76ページには児童手当支給状況がありますので、ごらんください。

次に、実績報告書の56ページの第3表、生活保護の受給状況、世帯数、人数とも増加傾向、その要因、その区分内容はでございますが、第3、2表の生活保護の受給状況では、前年度より5世帯10名の増となっております。主な要因は、病気により就労できなくなった世帯で6人、倒産し、高齢のため就労できない世帯で2人、生活困窮のための世帯で2人などの増加要因であります。

次に、決算書の114、115ページの臨時職員賃金3,137万608円についてでございます。

加配保育士は何名いるかにつきましては、公立で7名、私立1名の計8名であります。

それから、職員保育士の勤務内容の違いは何かでございますが、勤務内容の違いは勤務時間や賃金などがありますが、現場で保育することには変わりありません。ただし、仕事は担任保育士の補佐が主な仕事でございます。

次に、実績報告書の77ページ、食育講座の内容はでございます。

年少、年長児の保護者を対象に、栄養士が講演などを行います。年少保護者に、1回目は入所してしばらく朝御飯をテーマに講演し、その後、給食試食会をしております。2回目は進級前に箸の持ち方をテーマに講演し、箸について、親子で教材を使いながら持ち方の指導をしております。年長保護者には、その年の子供たちの様子で伝えたいことなどをテーマに講演し、親子クッキングの実習をしております。保育所によって箸の持ち方が年中保護者になる場合もございます。

それから、実績報告書の同じく77ページ、子育て支援センター事業の保護者・児童相談数の減の要因でございますが、行事があるときは比較的人が集まりますが、センター利用児童がほとんど保育所へ入所した影響があると考えられます。それに伴い、保護者や児童相談件数も減少したと考えられます。

福祉課関係につきましては、以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、石堂君。

○保健介護課長（石堂登久則君）

それでは、厚生部保健介護課関係の質問にお答えをさせていただきます。

まず決算説明書103ページ、3款民生費、老人福祉費、老人一般管理費の減の要因はとの質問でございます。

これは、平成23年度におきましては、社会福祉法人南知多が小規模特養ひだまり、認知症デイサービスセンターそよかぜを建設いたしまして、その補助金などが1億6,865万5,000円、ほかに第5期介護事業計画作成費199万3,000円などがございまして、それらがなくなったことによりまして、平成24年度は大幅な減額となったものでございます。

続きまして105ページ、3款民生費、老人福祉費、日常生活支援事業委託料の減の要因はとの御質問でございますが、こちらにつきましては、虚弱高齢者、ひとり暮らし高齢者へのホームヘルパー派遣時間数が減少したためでございます。

次に、同じページの紙おむつ給付事業委託料の減の要因はでございますが、要介護度4または5の認定を受けた者、重度の障害者で紙おむつを必要とする申請者の減によるものでございます。

続きまして、実績報告書60ページ、老人クラブのクラブ数、会員数が減っておるが、その要因はということでございます。

こちらは、内海地区におきまして、4つの老人クラブが町の老人クラブ連合会を退会したことによりまして減少したものでございます。

次に、同じく実績報告書の89ページ、がん検診事業の関係で、子宮頸がん予防接種による副作用患者の発症の有無はとの御質問でございます。

本町においては、問題となる副作用は報告されておりません。

同じく89ページのがん検診事業の関係で、要精検者の精密検査の結果の状況は、またがんの進行度はどの程度把握しているかとの御質問につきましては、まず精密検査を医

療機関で実施した方につきましては、医療機関から本町のほうに回答をいただくことになっておりまして、平成24年度におきましては、町の検診で要精検と判定された方の、がん検診の種類ごとで若干違いますが、70から90%の方が精密検査を受診されております。そのうちで子宮頸がんで1名、乳がんで3名の早期がんが発見されております。

以上で、保険介護課の質問を終了いたします。

○議長（榎戸陵友君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

実績報告書153ページの関連で、いじめの認知件数、不登校の件数はどうかという御質問をいただきました。

24年度中のいじめの認知件数といたしましては、小学校で27件ありまして、26件が年度内に解消いたしております。中学校においては20件認知をいたしました。16件が解消いたしております。また、不登校の件数ということでございます。30日以上欠席者の調査をさせていただいておりますが、小学校では6人、中学校では17人でした。

それから、実績報告書154ページ関連でございます。災害共済給付の関係で御質問をいただきました。中学校における校内の事故は何件かということでもございました。中学生のけが87件のうち、学校敷地内でのけがは77件でした。

それから、武道が必須化になったということを受けて、重大事故を防止するための対応はどうかという御質問をいただきました。武道必須化に伴いまして、昨年度、愛知県、それから知多管内、知多南部3町合同の3回の指導者研修会を開催しましたので、体育で柔道を選択している中学校の体育教員がその力量に応じまして技術向上のために参加をさせていただいております。また、部活動の柔道とは違いまして、授業で扱う柔道につきましては、頭を打たない、打たせない。そのための受け身の徹底、それから型、姿勢を低くしての組み手など、学年の発達段階において安全面に配慮した指導が行われておりまして、現在まで骨折等重大な事故が発生しておるといふ報告は受けておりません。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

給食センター所長、齋藤君。

○学校給食センター所長（齋藤徳光君）

給食センター関連の質問について御回答いたします。

学校給食モニタリング事業による検査は何回行われたか、再検査はあったかについてでございます。

愛知県が実施しました学校給食モニタリング事業は、平成24年9月10日から平成25年3月1日までのうち、給食実施期間中の22週実施されました。本町は、9月、10月、1月、2月の各月に計4回、それぞれ1週分の完成された給食を提供し、検査を受けました。測定検査結果につきましては、検出下限値未満の「検出せず」のため、再検査は実施しておりません。

続きまして、中学校1年生に朝食指導をされたが、毎朝朝食をとっているかを把握していますかという質問に対してでございます。

給食センターといたしましては、独自のアンケート調査等はしておりません。児童・生徒に指導に当たる場合は、給食センターでは栄養教諭、栄養職員が各学校が把握していますデータをもとに、養護教諭、給食担当主任等と指導内容を協議し、実施しているものでございます。

続きまして、食事アレルギーによって校内事故がこれまでにありましたかという質問でございます。学校給食に関するアレルギー事故についてはありませんでした。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（榎戸陵友君）

山下君。

○6番（山下節子君）

この中で二、三気づいたことについて再質問いたします。

生活保護世帯が増加傾向にあります。今年度、区分によると、病気6、倒産6、生活困窮というふうな説明があったんですけども、実際にこれ以上にもう少し申請数があったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

もう1つには、日常生活事業ですけども、委託料の減がヘルパーさんが減ったということですけども、町としてはもっと住民の要望に対してヘルパーさんを増員しているかということと、もっとそういう要望があったけどヘルパーがいなかったのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

もう1つ、学校の給食なんですけれども、今朝食を食べてこないという児童がふえています。その辺では子供たちの貧血とか、朝倒れるとか、だんだんふえている、体力が

ない、落ちつきがないということも朝食に原因がある一面も考えられるんですけども、もう少しその辺を徹底するような指導をしているのかどうかということを再度お聞きしたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、河合君。

○福祉課長（河合 高君）

生活保護の申請関係を問われておると思いますが、生活保護の認定につきましては、半田にあります知多福祉相談センターがやっております。町が認定するわけではございません。もちろん町の窓口には生活保護相談に見える方があります。それを県のケースワーカーに引き継ぐことが町福祉課の仕事でございます。

したがいまして、認定件数には知多福祉相談センターということで把握しておりませんが、先ほどの世帯数、人数が増加傾向ということと同じように、福祉課への相談窓口件数は増加傾向でございます。全国的都市部ほどではございませんが、南知多町に関しても増加傾向の相談件数となっております。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、石堂君。

○保健介護課長（石堂登久則君）

日常生活支援事業委託料の関係で、ホームヘルパーが減少しておるのかというような御質問だったかと思うんですが、私の答えがまずかったかなあと思うんですが、この日常生活支援事業委託料自体、介護申請をされた方で要支援、要介護等認定されなかった方、一般的には普通の方が受ける事業と申しますか、介護認定以外の方が受けるヘルパーさんの事業でございまして、介護申請で非該当となった方自体が少なかった、そういった申請が少なかったために委託料自体も減少してきたということでございまして、ホームヘルパーさんの数自体が減ったとか、そういうこととは直接関係ないかと考えております。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

朝食ということで答弁させていただきます。

社会、家庭の変化、多様化によりまして、朝食を食べてこない子がふえてきたという

ことで、極めて憂慮しております。学校におきまして、我々は子供たちに規則正しい生活は非常に大事であるということで、標語としまして、早寝、早起き、朝御飯に加えて朝うんちということで、規則正しい生活をするように常々申し上げております。学校父兄会といったときにも言っていただくように、また学校は各家庭に通知して徹底していただくようお願いをしておる状況でございます。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第3 認定議案第2号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、認定議案第2号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第2号 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険の加入者は平成24年度末で7,758人で、その加入割合は町の人口の38.9%であります。

平成24年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額は28万128円で、前年度の費用額に比較して1万1,158円、3.8%減少しました。また、1件当たりの費用

額は2万3,011円で、前年度の費用額に比較して1,020円、4.2%減少しました。

平成24年度の歳入決算額は29億1,059万6,000円で、前年度の決算額に比較し1,390万7,000円、0.5%の減額となりました。また、歳出決算額は27億3,282万円で、前年度の決算額に比較し4,555万5,000円、1.6%の減額となり、歳入歳出差し引き額は1億7,777万6,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（榎戸陵友君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

これをもって質疑を終了いたしました。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第4 認定議案第3号 平成24年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第4、認定議案第3号 平成24年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

**○町長（石黒和彦君）**

認定議案第3号 平成24年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定されました65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度であります。広域連合は保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、各市町村は、保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届け出の受け付けを担当しております。

本町の平成24年度末の被保険者数は3,464人で、町の人口に占める割合は17.4%であります。歳入の主なものは保険料1億4,380万円、歳出の主なものは広域連合納付金2億181万3,000円であります。

平成24年度の歳入決算額は2億795万3,000円、歳出決算額は2億597万9,000円となりました。歳入歳出差し引き額は197万4,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第3号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第5 認定議案第4号 平成24年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、認定議案第4号 平成24年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第4号 平成24年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保健・医療サービス及び福祉サービスに係る給付を実施いたしました。

平成24年度末の第1号被保険者数は6,149人で、要介護・要支援認定者は1,017人であります。また、平成25年3月利用分の居宅介護支援サービス受給者数は550人、地域密着型支援サービス受給者数は70人、施設介護サービス受給者数は183人となっており、その年間保険給付費は15億4,019万9,000円となりました。

その結果、平成24年度の歳入決算額は17億2,278万1,000円で、前年度の決算額に比較し1億8,382万6,000円、11.9%の増額となりました。また、歳出決算額は16億3,643万5,000円で、前年度の決算額に比較し1億3,064万8,000円、8.7%の増額となりました。歳入歳出差し引き額は8,634万6,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

山下君。

○6番（山下節子君）

実績報告書の263ページ、区分変更申請ですけど、介護認定では軽減か重度、どちらが多かったのかをお聞きします。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、石堂君。

○保健介護課長（石堂登久則君）

実績報告書263ページの一番下の第4表、要支援・要介護認定申請受け付け件数のうちで、2回目以降の区分変更申請について、どういった方の申請が多いかということか

と思うんですが、要支援とか要介護、要支援につきましては1、2、介護度につきましては1から5まであるわけなんですけど、現在の認定されている状態よりも、御本人やケアマネさんがより重度になった、そしてより多くの介護サービスを受けたいと判断して変更申請をされる方が多いです。まれに低い方で介護サービスの費用を安くしたいという方もお見えになりますが、そういった方はまれでございます。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第6 認定議案第5号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第6、認定議案第5号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第5号 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

日間賀島地区の漁業集落排水施設の管理及び運営の経理を行う特別会計であります。

平成24年度は、浄化センター等の設備改良工事及び施設の維持管理に努めました。

その結果、平成24年度の歳入決算額は1億1,958万円で、前年度の決算額に比較し3,155万9,000円、35.9%の増額となりました。また、歳出決算額は1億1,287万9,000円で、前年度の決算額に比較し3,123万6,000円、38.3%の増額となりました。歳入歳出差

し引き額は670万1,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第7 認定議案第6号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第7、認定議案第6号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第6号 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、師崎港駐車場の管理・運営などを経理する特別会計であります。

平成24年度は、円滑な駐車場の運営と施設の維持管理に努めました。

その結果、平成24年度の歳入決算額は1億53万円で、前年度の決算額に比較し4,255万8,000円、29.7%の減額となりました。また、歳出決算額は5,594万8,000円で、前年

度の決算額に比較し8,084万8,000円、59.1%の減額となりました。主な歳出は、施設管理費2,033万円であります。歳入歳出差し引き額は4,458万2,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第8 認定議案第7号 平成24年度南知多町水道事業会計利益の処分及び決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第8、認定議案第7号 平成24年度南知多町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第7号 平成24年度南知多町水道事業会計利益の処分及び決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設設備の維持管理などに取り組みました。

平成24年度末の給水戸数は8,593戸、給水人口は2万222人であります。また、年間総給水量は前年度比1.3%増の369万1,000立方メートルとなっております。その年間総有

収水量は330万立方メートルで、有収率は前年度より0.39ポイント下がりました、90.22%となりました。

その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入6億9,158万4,000円に対しまして支出6億5,791万3,000円となり、差し引き3,367万1,000円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額であります。収入1億9,006万5,000円に対しまして、支出は2億8,547万3,000円となり、その不足額9,540万8,000円につきましては損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

また、利益剰余金であります。減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の年度末残高は6億620万5,000円であります。当年度の未処分利益剰余金は3,910万5,000円となっておりますが、処分といたしまして減債積立金に200万円、建設改良積立金に2,800万円を剰余金処分計算書(案)のとおり積み立てた場合には、910万5,000円を繰越利益剰余金として翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め、同法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長(榎戸陵友君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第9 議案第45号 新たに土地が生じたことの確認について(大字片名)

日程第10 議案第46号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について(大字片

名)

○議長（榎戸陵友君）

日程第9、議案第45号 新たに土地が生じたことの確認について（大字片名）と日程第10、議案第46号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について（大字片名）の件は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第45号、46号、一括説明を申し上げます。

まず、議案第45号 新たに土地が生じたことの確認につきまして、御説明をいたします。

提案理由の説明書をごらんいただきたいと思います。

提案の理由につきましては、平成23年3月25日付で愛知県に免許された漁港施設用地の公有水面の埋め立てについて、平成25年1月11日に竣工認可を得たので、新たに土地が生じたことの確認をするため、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからでございます。

前ページをごらんいただきたいと思います。

議案に戻っていただきまして、中段でございます。新たに生じた土地の所在につきましては、大字片名字新師崎33及び大字片名字郷中165の地先公有水面埋立地でございます。その土地の面積は855.53平方メートルでございます。

1枚飛んで、3枚目をごらんいただきたいと思います。

3枚目から添付いたしております参考資料の1ページにつきましては、埋め立ての位置図でございます。2ページにつきましては、埋め立ての形状図、赤いところが埋め立ての部分でございます。続いて3ページにつきましては、埋立工事の求積平面図でございます。4ページは埋立地付近の整理図となっております。

続いて、議案第46号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更につきまして、御説明いたします。

次のページの提案理由の説明書をごらんいただきたいと思います。

提案の理由につきましては、平成23年3月25日付で愛知県に免許された漁港施設用地の公有水面の埋め立てについて、平成25年1月11日に竣工認可を得たことにより新たに

土地が生じたことの確認に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからでございます。

前ページに戻っていただきまして、中段でございます。編入する区域については、大字片名字新師崎33及び大字片名字郷中165の地先公有水面埋立地でございます。その面積は855.53平方メートル、編入先の字名につきましては、字新師崎でございます。

3ページから添付いたしました参考資料の1ページにつきましては、埋め立ての位置図、2ページにつきましては、公有水面埋立字変更図でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

これより議案第45号と議案第46号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第47号 新たに土地が生じたことの確認について（大字豊浜）

日程第12 議案第48号 公有水面の埋立てに伴う字の区域変更について（大字豊浜）

○議長（榎戸陵友君）

日程第11、議案第47号 新たに土地が生じたことの確認について（大字豊浜）と日程第12、議案第48号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について（大字豊浜）の件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第47号、48号、一括して説明を申し上げます。

まず、議案第47号 新たに土地が生じたことの確認につきまして、御説明をいたしま

す。

提案理由の説明書をごらんください。

提案の理由につきましては、平成22年3月25日付で愛知県に免許された漁港施設用地の公有水面の埋め立てについて、平成24年7月26日及び平成25年7月2日に竣工認可を得たので、新たに土地が生じたことの確認をするため、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからでございます。

前ページのほうに戻っていただきまして、中段になります。新たに生じた土地の所在につきましては、大字豊浜字相筆29、30、49の地先公有水面埋立地でございます。土地の面積は1,481.56平方メートルでございます。

3枚目から添付いたしました参考資料の1ページにつきましては、埋め立ての位置図、2ページについては埋め立ての形状図、3ページは埋立工事の求積平面図、4ページは埋立地付近の整理図でございます。

続きまして、議案第48号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更につきまして、御説明を申し上げます。

次のページの提案理由の説明をごらんください。

提案の理由につきましては、平成22年3月25日付で愛知県に免許された漁港施設用地の公有水面の埋め立てについて、平成24年7月26日及び平成25年7月2日に竣工認可を得たことにより新たに土地が生じたことの確認に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからでございます。

前ページに戻っていただきまして、中段でございます。編入する区域につきましては、大字豊浜字相筆29、30、49の地先公有水面埋立地でございます。その土地の面積は1,481.56平方メートル、編入先の字名につきましては、字相筆でございます。

3枚目から添付いたしました参考資料の1ページにつきましては、埋め立ての位置図、2ページにつきましては、公有水面埋立字変更図になります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(挙手する者なし)

質疑なしと認めます。

これより議案第47号と議案第48号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第49号 人権擁護委員の推薦について

#### ○議長（榎戸陵友君）

日程第13、議案第49号の人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

#### ○町長（石黒和彦君）

議案第49号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞き、候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより法務大臣から委嘱されるものであります。

今回5名の委員のうち、内海地区の西岡一明さんが平成25年12月31日をもって任期満了となります。つきましては、その後任として野口正義さんを入権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

野口さんの主な経歴を申し上げますと、昭和48年4月より小学校教諭として南知多町立豊浜小学校へ着任され、平成18年4月からは常滑市立西浦南小学校校長へ就任されました。退職後、現在は地元山海の大泊区長を務められており、長く教育行政に精通し、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についても大変理解があるため、人権擁護委員の候補者として推薦いたします。

なお、委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

#### ○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

質疑なしと認めます。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第50号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第14、議案第50号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

**○副町長（鳥居敏正君）**

それでは、議案第50号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんいただきたいと思います。

まず、1番目の制定（改正）の理由でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、関係条例の改正をお願いするものでございます。

2番、改正の主な内容でございます。今回、現在の低金利状況にあわせまして、延滞金の割合の見直しをお願いするものであります。

関係する条例といたしまして4つの条例があります。

そのうち、(1)南知多町漁業集落排水事業受益者分担金に関する条例、(2)といたしまして、南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例、3つ目に南知多町介護保険条例、以上3件の条例に関しましては、表の区分欄にありますように、まず納期限後1カ月以内の場合の延滞金の割合につきまして、現在年4.3%を3.0%に改正をお願いするものでございます。

なお、表の現行にあります4.3%【注1】につきましては、表の欄外に説明書きがありますように、平成24年11月末現在の基準割引率0.3%に定率であります4%を加算した率であります。そのページの最下段にありますように、基準割引率とは従来の公定歩合のことです。また、表の改正案にあります3.0%【注2】につきましては、表の欄外に説明書きがありますように、平成23年10月から平成24年9月までの貸出約定平均金利1.0%に定率であります1%を加算し、さらに1%を加算した率であります。

次のページの上段をごらんいただきたいと思います。貸出約定平均金利とはということで、国内銀行が行った短期貸し付けの平均金利で、財務大臣が告示するものでありますということでございます。

1ページのほうへ戻っていただきたいと思います。

次に、区分欄にあります納期限後1カ月を超える場合でございます。現行年14.6%を9.3%に改正をお願いするものでございます。

次に、また2ページのほうをごらんいただきたいと思います。中段をごらんいただきたいと思います。

(4)の南知多町後期高齢者医療に関する条例における延滞金の割合の改正でございます。

区分欄にありますように、納期限後1カ月以内の場合につきましては、現行7.3%を3.0%に、また納期限後1カ月を超える場合につきましては、現行年14.6%を9.3%にそれぞれ改正をお願いするものでございます。

なお、表に記載しております割合は現在の金利による割合を示すものでありまして、金利状況によって変動するものでございます。

次に、3の施行期日でございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日です。ただし、施行日前の期間に対応する延滞金につきましては従前の例によるものであります。

なお、関係条例の改正分の新旧対照表を次のページ以降に添付していますので、また後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第50号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。10時50分までといたします。

[ 休憩 10時41分 ]

[ 再開 10時50分 ]

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

---

日程第15 議案第51号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第15、議案第51号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

議案第51号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,406万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,347万9,000円とするものであります。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から御説明させていただきます。12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。

3の歳出であります。

2款の総務費、1項総務管理費、14目公共交通対策事業費202万3,000円の増額補正であります。本年10月より本格運行となります南知多町コミュニティバス「海っ子バス」でございます。その運行時間の延長等に伴う委託料の増額と、地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務が国庫補助事業の採択を受けまして、事業実施団体が南知多町から協議会へ変更となりますので、推進業務委託料を減額しまして、負担金に組み替えるものでございます。

次に、3款の民生費、1項社会福祉費、7目の障害者福祉費65万5,000円の増額補正でございます。平成24年度の障害者自立支援医療費国・県負担金と障害児施設措置費、給付費等の関係になります。国・県負担金の精算に伴います国及び県への返還金でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目の農業振興費1,033万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、経営体育成事業の支援事業対象者が県の追加採択を受けましたので、その経営体育成事業補助金を増額するものでございます。

3項の水産業費、4目漁港建設費500万円の増額補正でございます。

14、15ページをお願いします。

これにつきましては、漁港建設事業費といたしまして、大井漁港の耐震・耐津波強化の安全性を確認するための機能診断業務委託料を補正するものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、4目の観光振興費955万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、県の緊急雇用創出事業基金事業を活用しまして、観光業者の研修講座を行う南知多観光セールスマン育成事業業務委託料を補正するものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、4目の災害対策費100万円の増額補正でございます。観光客向けの津波避難マップを作成するため、事業費を増額補正するものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目の学校管理費318万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、あいち森と緑づくり事業交付金を活用しまして、小学校の教壇を購入するため、備品購入費を増額するものでございます。

次に、16、17ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目の学校管理費231万円の増額補正でございます。小学校費と同様に、あいち森と緑づくり事業交付金を活用いたしまして、中学校の教卓を購入するため、

備品購入費を増額するものでございます。

以上で歳出の説明は終わります。

次に、歳入の御説明を申し上げます。8ページ、9ページをお願いします。

2の歳入でございます。

まず、14款県支出金、2項の県補助金、4目の労働費県補助金955万5,000円の増額補正であります。歳出で御説明しました南知多観光セールスマン育成事業に係る緊急雇用創出事業基金事業費としての県補助金でございます。

次に、5目農林水産業費県補助金1,283万5,000円の増額補正であります。このうち、1節農業費補助金は、経営体育成事業費に係る県補助金でございます。2節水産業費補助金につきましては、漁港の機能診断業務に係る県補助金でございます。

次に、8目の教育費県補助金549万8,000円の増額補正でございます。このうち、2節中学校費補助金につきましては、中学校の教卓の購入に係る県補助金であります。4節の小学校費補助金につきましては、小学校の教壇の購入に係る県補助金でございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金1,735万円の減額補正でございます。これにつきましては、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものでございます。

次に、2項の特別会計繰入金、1目の国民健康保険特別会計繰入金651万4,000円、2目後期高齢者医療特別会計繰入金145万9,000円及び、次のページになります。3目の介護保険特別会計繰入金1,485万円につきましては、それぞれの特別会計の平成24年度決算における精算に伴います一般会計への繰入金でございます。

次に、19款諸収入、4項雑入、2目の過年度収入でございます。70万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、平成24年度の障害者自立支援給付費国・県負担金の精算に伴います国・県からの追加交付金でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(挙手する者なし)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第51号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第16 議案第52号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第16、議案第52号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

**○厚生部長（早川哲司君）**

それでは、議案第52号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,204万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,604万円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

上段の3. 歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、補正額はございませんが、今年度の前期高齢者交付金の額の確定により増額となったため、財源を組み替えるものでございます。

次に、3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金等は136万9,000円の減額補正であります。これは本年度の後期高齢者支援金の納付額の確定に伴うものでございます。

次に、6款介護納付金、1項1目介護納付金は1,689万5,000円の増額補正であります。これは本年度の介護給付金の納付額の確定に伴うものでございます。

次に、10款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は651万4,000円の増額補正で

あります。これは平成24年度の本会計の決算に伴い、超過交付となりました一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務費負担対象分を一般会計へ返還するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

戻っていただき、6ページ、7ページをごらんください。

2の歳入、4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金は2,874万5,000円の増額補正であります。これは先ほど歳出のほうで御説明申し上げましたように、本年度の前期高齢者交付金の額の確定により増額となったものでございます。

次に、8款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険事業安定化基金繰入金は670万5,000円の減額補正であります。これは財源調整のため、減額をするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第17 議案第53号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第17、議案第53号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第53号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,897万4,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。

2番目でございます。3. 歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は51万5,000円の増額補正でございます。これは平成24年度に賦課いたしました保険料について、本年4月11日から5月31日までに収納した保険料を広域連合に納付するものでございます。

次に下段になります。3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は145万9,000円の増額補正でございます。これは平成24年度の本会計の決算に伴いまして、超過交付となりました一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計へ返還するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

同じページの上段でございます。ごらんください。

2. 歳入、3款繰越金、1項1目繰越金は197万4,000円の増額補正でございます。これは前年度からの繰越金で、先ほど歳出で御説明いたしました後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金の財源とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第53号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第18 議案第54号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)**

**○議長(榎戸陵友君)**

日程第18、議案第54号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

**○厚生部長(早川哲司君)**

それでは、議案第54号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,634万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,434万7,000円とするものがございます。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。

上段から2段目の3. 歳出、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は6,280万1,000円の増額補正でございます。これは、平成24年度の介護保険特別会計決算剰余金から介護給付費等の精算に伴う返還金などを差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てるものがございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は869万6,000円の増額補正でございます。これは平成24年度の介護保険特別会計決算に伴いまして保険給付費などが確定し、国・県支出金等の精算をしたことによる償還金でございます。

次に、6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は1,485万円の増額補正でございます。これは平成24年度の介護保険特別会計決算に伴いまして、介護保険給付費などの精算による返還分として一般会計に繰り出すものがございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

上段をごらんください。

2. 歳入、7款繰越金、1項1目繰越金は、平成24年度の介護保険特別会計の決算剰余金8,634万7,000円を計上したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第19 請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第19、請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

11番、榎本芳三君。

○11番（榎本芳三君）

請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字内海字中浜田3番地、南知多町教員組合執行委員長 木下稔章初め103名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

貴職におかれましては、日々、教育の発展に御尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向け真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた子供たちを取り巻く教育問題は依然として克服されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題に直面をしております。

本年度、いじめ問題への対応など教育課題に対応するための定数改善をされたものの、少人数学級のさらなる推進のため、定数改善計画案が見送られたことにより、教職員定数増も見送られることとなりました。少人数学級を行うことで一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという多くの声が聞かれる中、子供たちにこれまでも増してきめ細やかに対応するためには、今後少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであることに加え、本年度、子供の自然減に準じた措置以上に義務教育費国庫負担金の削減も受け、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することは国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項について請願をいたします。

1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
  2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1に復元すること。
- 以上、よろしく願いをいたします。終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第20 請願第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第20、請願第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

2番、福田千恵子君。

○2番（福田千恵子君）

それでは、請願第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願。

紹介議員、榎本芳三、福田千恵子、2名であります。本日は代表として私が紹介させていただきます。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字内海字亥新田9の14、河合利香初め3名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

貴職におかれましては、日ごろより私学教育の振興、とりわけ私立高校生に対する授業料助成につきまして、一方ならぬ御理解、御支援を賜り、深く感謝いたしております。

いじめ問題や虐待など、子供と教育をめぐる暗いニュースが後を絶たぬ中、大人社会の役割、とりわけ学校教育と教育行政の責務はますます重大となっております。子供一人一人に寄り添い、子供が安心して豊かに育つ土壌をつくらねばなりません。

愛知の私学では、学校、家庭、地域、市民が連携しながら、生徒が主体的に学び、生きる、そのために生の世の中、自然、人生、人々とクロスすることを焦点に、各学園が独自性を生かして多彩な教育を進めてきました。

そして、2,000講座（うち生徒講座580人）に6万人以上が参加した今夏、愛知サマーセミナーや8万5,000人が参集した昨秋のオータムフェスなどに象徴されるように、全国各界からも教育改革の先進として注目されています。

しかし、私ども私学内部の努力だけではどうしても解決できない問題があります。それは、学費の公私格差の問題です。

御承知のように、現在愛知県では高校生の3人に1人が私学に学んでおり、私学は公教育の重要な役割を担っています。それにもかかわらず、学費の公私格差はまだ極めて大きく、初年度納付金を見ても私学は約64万円を超え、父母の学費負担はますます過重なものとなり、私学を自発的に選択できる市民の層はごく一部に限られています。

こうした中で、平成22年度から公立高校が無償化され、私立高校生は公立の授業料とほぼ同額の就学支援金が支給されることになりました。しかし、公立高校が無償化される一方で、私学には最大約50万円の学費負担が残ります。しかも、愛知県は県財政が悪化していることを理由に国からの支援金の一部を加算するにとどまりました。その結果、甲ランク（年収350万円未満）は入学金や授業料以外の月納金を除く授業料平均額39万1,200円が実質無償化がされましたが、乙Ⅰ（年収610万円未満）、乙Ⅱ（年収840万円未満）については、支援金11万8,800円のうち2万4,000円を加算にとどまり、父母負担の公私格差は今までより9万4,800円も広がってしまいました。その上に、特定扶養控除の縮減による新たな税負担増しのために、乙Ⅰ、乙Ⅱランクの家庭父母の負担は軽減されるどころか増加してしまいました。

このような現状の中、今こそ教育の機会均等の保障の精神に立ち、市町村としても現行の授業料助成を拡充していただきますようお願いいたします。

本来、学校は公立、私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは単に私学の問題ではなく、父母、市民にとって切実な要求です。とりわけ、準義務化された高校教育においては急務です。

元来、県下各市町村の助成は、何十年にもわたり父母、市民の血のにじむ働きがけがあり、それに共感した当局や議会関係者の努力によって、国や県の私学助成を補うために市町村独自に実現されてきたものです。それは、教育の機会均等を保障する上で崇高な精神の結晶でもあります。

私たちの願いは、全ての子供たちが親の所得にかかわらずひとしく教育を受ける権利を保障するために、父母負担の公私格差をなくして教育の公平を図ることです。公立高校が無償化された今こそ、公私格差の是正と父母負担の軽減のために市町村独自の授業料助成を拡充していただきますようお願いいたします。

そのために、貴職がこれまでと同様、私学の生徒、父母にとって温かみのある役割を果たしていただけますことを心からお願いする次第です。

請願事項です。

1. 平成26年度予算において、教育の機会均等の理念を引き継ぎ、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、私立高校生に対する現行の市町村独自の授業料助成を拡充してください。

以上、よろしくお願ひします。説明を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第21 請願第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第21、請願第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

2番、福田千恵子君。

○2番（福田千恵子君）

続きますして、請願第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願。

紹介議員、榎本芳三、福田千恵子、2名であります。本日は代表として私が紹介させていただきます。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字内海字亥新田9の14、河合利香初め3名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

日ごろは、私学助成の拡充と私学振興に対して格別の御配慮をいただき、大変ありがとうございます。深く感謝の意を表します。

さて、このたびは県に対して以下の趣旨に基づき、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じますので、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

御承知のように、愛知県では平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象額家庭が縮小されました。その後、愛知県の私学関係予算は国の私学助成の

増額を土台に経常費助成単価では徐々に増額に転じてきましたが、平成19年以降は一進一退となり、ここ4年間は国からの財源措置（国基準単価）を下回る状態が続いています。少子化による生徒源とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっています。今のままでは学費と教育条件の公私格差が一層拡大していくという状況に鑑み、公私格差を着実に是正する施策が切望されるところです。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては初年度納付金で64万円を超え、授業料助成と入学金補助の平均単価を除く納付金でも約40万円に上っています。そのために、昨今の不況も重なって、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増しています。さらに、過重な学費負担のために私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっています。授業料助成は家計の困難家庭の救済策としてばかりでなく、学校選択の自由を保障する重要な教育制度となっていることに鑑み、さらに拡充すべきものと考えます。

このような状況下で、平成22年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金が実施されました。もし、この支援金が愛知県の授業料助成制度に加算されれば、私学の父母負担はかなり軽減されるはずでした。確かに、県は年収350万円未満の家庭には授業料が実質無償化される措置をとられました。しかし、財政難を理由に、県独自予算は大幅に縮小され、とりわけ乙Ⅰ（年収約610万円未満）、乙Ⅱ（年収840万円未満）では、公立が11万8,800円軽減された一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大幅に広がっています。また、高校が無償化された関係で私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況に置かれています。

以上の見地から、県は私学助成の拡充にさらなる努力を行うべきと考えます。確かに県の財政は厳しいでしょうが、子供と教育のために最優先させ、予算編成に当たっては父母負担の軽減と人間教育の豊かな創造を願う県民の要求に応えるべく、県の私学助成予算を拡充することが求められているのではないのでしょうか。

貴職におかれましては、以上の趣旨を深く御理解いただき、下記の項目につきまして格別の御配慮を賜りますよう切にお願い申し上げます。

請願事項です。

1. 県に対して、地方自治法第99条により、次の点を内容とする意見書を提出してください。

国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国からの財政措置がなされる国基準単価を土台に学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施すること。

以上、よろしくお願ひします。説明を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第22 請願第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程22、請願第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

2番、福田千恵子君。

○2番（福田千恵子君）

請願第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願。

紹介議員、榎本芳三、福田千恵子、2名であります。本日、代表として私が紹介させていただきます。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字内海字亥新田9の14、河合利香初め3名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

日ごろは、私学助成の拡充と私学振興に対し格別の御配慮をいただき、大変ありがとうございます。深く感謝の意を表します。

さて、このたびは国に対して以下の趣旨に基づき、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じますので、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

御承知のように、今年度の国の高校等経常費助成について文部科学省予算が19億円増、交付税財源措置が45億円増となり、総額で64億円増になりました。就学支援金、経常費ともに極めて厳しい状況において増額となったことは大変大きな意義を持つものです。しかしながら、昨今は財政危機に直面している都道府県も多く、私学関係者としては安

堵することはできません。

事実、愛知県においては、財政危機を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人当たり約5万円に及ぶ経常費助成（一般）の削減がなされました。その後、愛知県の私学関係予算は国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきましたが、平成19年以降は一進一退となり、ここ4年間は国からの財源措置（国基準単価）を下回る状態が続いています。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっています。

父母負担の面では、平成22年度から高校無償化の方針のもと、国公立高校のみが無償化され、私学へも一定の就学支援金が支給されたものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費負担に苦しんでいます。

愛知県においては、初年度納付金で64万円を超え、授業料助成と入学金補助を差し引いても、納付金は平均で約40万円に上っています。そのために、昨今の不況も重なって、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増しました。また、過重な学費負担のために私学を選びたくても選ぶことができない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっています。

そうした中で、私立高校は生徒募集に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況におかれ、このままでは公立とともに公教育の一翼を必死に担ってきた私学の存在そのものが危うくなるおそれもあります。

東日本大震災から2年半がたつ現在も、震災復興は焦眉の課題であり、被災地の苦しみは消えていません。愛知私学の生徒たちも募金を集め、ボランティア活動に繰り返し参加し、文化祭などでは被災地の方々を招くなど、マスコミも注目する貴重な体験を重ねています。こうした人々の姿、子供たちの姿が今の日本社会にとっての希望です。その子供たちに教育の機会均等を保障することは大人の任務です。

私たち愛知の私学では、学校、家庭、地域、市民が連携しながら、生徒が主体的に学び、生きる。そのために、生の世の中、自然、人生、人々とクロスすることを焦点に、各学園が独自性を生かして多彩な教育を進めてきました。そして、この7月には2,000講座（うち生徒講座580人）に6万人以上が参加した愛知サマーセミナーに象徴されるように、全国各界からも教育改革の先進として注目されています。

しかしながら、こうした学校改革、教育改革をさらに進めようとしても、最大の障害はその財政的基盤である私学助成がまだまだ不十分であることです。地方自治体の財政

危機が深まり、私学助成予算も深刻な事態に陥っている今日、県の私学助成の土台であり、その奨励措置でもある国の私学助成の役割は一層重要になっています。

貴職におかれましては、以上の趣旨を深く御理解いただき、父母負担の軽減と人間教育の豊かな創造を願う県民の要求に応えるべく、下記の項目につきまして格別の御配慮を賜りますよう切にお願い申し上げます。

請願事項です。

1. 国に対して地方自治法第99条により、次の点を内容とする意見書を提出してください。

1つ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充すること。

2つ、国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実すること。

3つ、私立高校学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること。

以上、よろしく申し上げます。説明を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件につきましては、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

---

○議長（榎戸陵友君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[ 散会 11時35分 ]